

持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金の不正受給等に関する調査を行っています。

中小企業庁では、法律事務所に委託して、不正受給等に関する調査を進めており、令和6年度の委託先はDT弁護士法人です。

届いた不正受給に関する自己申告の文書や認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、受け取ったご本人から、DT弁護士法人給付金不正受給等調査担当（電話番号 03-6860-3377、FAX 番号 03-6870-3301）までご連絡ください。

お問い合わせの際、本人確認のため、氏名・折り返し先の電話番号が必要となりますのでご了承ください。FAXでお問い合わせの際は、本人確認のため、氏名、生年月日及び連絡可能な連絡先（電話番号、住所）を明記の上お送りください。

個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。

不正受給をした方は、速やかに郵送物をご確認の上、自己申告書に必要事項を記載のうえ、所定の郵送先にお送りください。

自己申告書をご提出いただいた方については、後日中小企業庁より、返還等のご案内を送付いたします。

令和4・5年度の委託先である弁護士法人一番町綜合法律事務所を装った不審な郵便物が確認されています。詳細は以下の弁護士法人一番町綜合法律事務所ホームページをご確認ください。

<http://www.ichibancho-law.com/caution/index.html>